会議録

- 1 開催した会議の名称 第15回小城市都市計画審議会
- 2 開催日時 令和2年10月8日(木) 10時00分から11時45分まで
- 3 開催場所 小城市役所 西館 2階 大会議室
- 4 出席者 後藤会長、川久保委員、井手委員、大家委員、岸川委員、永渕委員、王丸委員、岡本委員(委員8名)

熊谷建設部長、永田都市計画課長、石井副課長、土井係長、原田主査、冨永主査(事務局6名)

(株)パスコ (オブザーバー2名)

佐賀土木事務所大渡係長(随行1名)

- 5 傍 聴 なし
- 6 次 第 (1) 開会
 - (2) 挨拶
 - (3)配布資料の確認
 - (4) 委員の紹介及び委員出席数
 - (5) 審議会の公開・非公開
 - (6) 審議

議案第1号 小城都市計画道路の変更について(小城市決定) 議案第2号 小城都市計画道路の変更について(佐賀県決定)

(休憩)

- (7) その他
 - 小城市道路網整備計画(案)について
- (8) 閉会

<開会>

<挨拶>

<配布資料の確認>

○事務局(石井副課長)

それでは、4。委員の紹介及び委員出席数のご確認をさせていただきます。

次第の4番、委員のご紹介及び委員出席数についてでございます。本日ご出席の委員の皆様のうち、 市議会選出の岸川委員、及び区長会代表の岡本委員におかれましては、前任の光岡委員、江口委員の任 期を受け継がれる形で新たな委員に就任頂いております。よろしくお願いいたします。その他の委員の 皆様の紹介につきましては、参考資料1の名簿をもって代えさせていただきます。

次に委員出席者数ですが、小城市都市計画審議会条例第7条第2項に「審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。」となっております。本日は、審議会委員10名のうち8名にご出席いただいておりますので、本会議は成立しますことをご報告いたします。

なお、本日はオブザーバーとしまして、今回提案させていただきます都市計画変更と、後もって説明 いたします道路網整備計画の業務を行っていただいております、株式会社パスコの方より2名ご出席い ただいております。

○事務局(石井副課長)

続きまして次第の5、審議会の公開・非公開についてでございます。審議会の公開・非公開については、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、「公開・非公開の決定は、審議会等の会長が当該会議に諮って行うものとする。」となっておりますので、後藤会長にお諮りいただきますようお願いいたします。

○後藤会長

はい。ただいま、事務局より、本日の審議会の公開・非公開について、決めてほしいとのことですので、皆様にお諮りしたいと思います。小城市の情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報については審議を行う場合を除き、原則公開となっています。特に非すべきことは無いと思いますので、公開で、よろしいでしょうか。

○委員

はい。

○後藤会長

はい、ありがとうございます。では、公開とさせていただきまして、会議録等についても、ホームページで公開とさせていただきます。

○事務局(石井副課長)

ありがとうございました。それでは、会議及びその結果等については、公開で進めさせていただきます。

なお本日、審議会への傍聴の申込みはあっておりませんので、ご報告します。

○事務局(石井副課長)

続きまして、6の審議に入らせていただきたいと思います。それではこれより6番の審議に入りますが、審議につきましては、都市計画審議会条例第7条第1項に「会長がその議長になる。」とありますので、後藤会長の方、よろしくお願いします。

○後藤会長

はい、それでは会長を務めさせていただく後藤です。どうぞよろしくお願いします。もう早速、時間もあまり長くできないということですので、早速、第1号議案からいきたいと思います。第1号議案、小城都市計画道路の変更について、小城市決定について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(土井係長)

皆様おはようございます。小城市都市計画課の土井と申します。私の方から説明させていただきます。 座って説明させていただきます。

それでは、さっそくですね、議案の第1号の小城都市計画道路の変更、本町西小路線他3路線についての説明に入るんですけど、その前にですね、今回からご参加いただいている委員の方々もいらっしゃいますので、都市計画道路についての説明と、今回どういう形でこの都市計画の変更を行うようになったかというところを簡単にご説明させていただきます。

画面の方に映しているのが地元の説明会でお作りした資料になっておりまして、まず都市計画道路についてですけれど、簡単にご説明申し上げますと、都市計画道路と申しますのは、都市計画法の中で定められた都市計画施設の一つとなっております。

この都市計画道路の多くはですね、戦後から高度経済成長期におきまして市街地の拡大ですとか産業の発展、そういった社会情勢の中で、将来の都市構造の実現であるとか円滑な都市交通と良好な都市環境を形付けていくために必要な骨格的な道路として計画決定された道路となっています。

こうした計画道路のうち、こちらが実際、今、小城市の方で都市計画決定されている道路、黒の濃い縁取りが都市計画道路になっておりまして、旧小城町の市街地部分と、旧牛津町の市街地部分を中心に、都市計画道路が存在しております。

今回、都市計画の変更をさせていただくのが、ここの赤の旧小城町のところになるんですけれども、 こちらの路線となっております。

都市計画のできた経緯については、先ほど申し上げましたが、こうした都市計画道路のうちですね、 近年の人口減少でございますとか社会情勢、財政的な制約等、色々な要因によって、これまで計画決定 されても、長い期間実際整備ができていない、未整備となっている道路が実際存在しております。

こうした未整備道路が存在することで、実際事業の実施時期が不明確であるとか、そういうことでの地域への影響でありますとか、実際、都市計画法の建築制限等がかかってくる課題がございまして、そういった場合に、県のガイドラインに沿って、今回、30年以上計画決定から未整備が続いているような路線については見直しを行おうということで、今回見直し検討を行いました。

対象路線・区間について、色々な視点で整備をできていない状況等を評価させていただいて、原則、

ここの点線のところですけれど、これが、点線が、現道がない都市計画道路、計画だけが残っている道路ですけれど、実線の方は市道が実際にあるというところですが、今回はここの小城公園本告線ですね、それと本町久米線というところと、本町西小路線、こちらですね。それと甘木本告線、この縦道について、計画の廃止ということで方針を作らせていただきまして、この方針について、令和元年12月18日、前回の審議会において諮問させていただき、答申を頂いた形になっております。

その後、答申をいただいた後に、法的な手続きに前年度から今年度にかけてずっと行ってきているということになっています。

それでは実際に、議案の第1号ですけれども、対象路線は、先ほどお示ししたように、計画図の方で ご覧いただければと思うんですが、スクリーンの方でもお示ししていますけれど、都市計画道路のうち、 この黄色の色付けした路線が今回、変更となる路線でございます。

都市計画変更の理由つきましては、2ページにも理由を記載しておりますけれども、今回対象の4路線、区間におきましては、小城駅から市の中心街を南北に縦断する都市計画道路、小城駅千葉公園線ですとか国道203号へのアクセス向上のため、計画されていた路線という形になっていますけど、人口減少や社会情勢の変化等、様々な要因によりまして整備が未着手となっているということでございます。そのため、改めて路線の必要性を検証させいただいて、現道での代替路線で混雑の解消とか、既存の街並み、景観への配慮、それと現道と周辺の住宅状況を勘案したところ、今回、計画道路の変更、一部変更と廃止を行う形になっております。

手続きの経緯につきましては、4の都市計画策定の経緯概要というところになりますが、先ほどご説明させていただきました方針を確定した後ですね、素案の作成ということで、3月下旬まで行っておりまして、その後、佐賀県様の方との下協議でありますとか、原案作成、原案に対する縦覧・意見募集等を行って参りました。公聴会につきましては、公述申出書のという申出の提出がなかったので、中止をさせていただいておりまして、それをもってその後、案の作成に入りまして、佐賀県様の方との事前協議、案の公告・縦覧、そして本日の都市計画審議会、10月8日、のところになっております。

今後になりますけれど、本日答申をいただけますと、来月11月の上旬にですね、県との最終的な協議を行いまして、12月中旬に決定の公告を行いたいと思っております。第1号議案につきましては、説明は以上となっております。

○後藤会長

はい、ありがとうございました。ただいま説明がありました件について、ご意見や質問等お願いします。ちょっと確認ですけど、前回の審議会で一部いらっしゃらなかったと思いますけれど、方針というのを審議したというのが、前回の審議会でどこまでどうだったか、ということをちょっと説明を。

○事務局(土井係長)

前回の審議会におきましては、今回の路線のですね、廃止をする方針に対して、お諮りをさせていただいて、それに対して異議なしということで答申をいただいているという状況です。

○後藤会長

そういう状況を経て、今回正式に、計画案について審議するということかと思います。いかがでしょ うか。少し図を見て、もう一度路線の説明を。端的に言いますと、この黄色に塗られている部分をすべ て都市計画道路から廃止するということで。前回ちょっと議論になったことで言いますと、この黄色で 塗られているのが、今現道がまったくないものと、一部現道を拡幅するような、7.6.3 の小城公園本告線ですね。そういう違いはあるということが、ちょっと話になったのと、あと、この三角形の部分は、大きくなることを見越してかぎ取られている、ここも併せてこういう風に廃止、道路の必要性がなくなりますので、そんなところですかね。

あと、全体の小城の道路網計画との兼ね合いで、廃止することについては異議なしという説明があったんですけど、全体の道路計画との兼ね合いでどうなんだというような議論だったかなと。それも踏まえておそらく後半で、これは審議ではないでしょうけども、小城市の全体の道路網の検討中のものを検討させていただくというのが後半に控えています。どうでしょう。

○C委員

これは整備を廃止やったかな。

○事務局(土井係長)

基本ですね、こちらの起点から終点まですべて路線がない部分は、すべて廃止。先ほどご説明がありました小城公園本告線については、桜岡小学校から県道の小城千葉公園線にあたるここまでは、整備が終わっているというところで、都市計画道路としては残すという形で、ここから東側の国道に当たるところをですね、一部廃止という形です。あと、こちらの本町西小路線につきましても、羊羹屋さんのところだと思うんですけども、そこから今現道がない黄色区間を一部廃止という形で、その他の路線については、都市計画道路としては残るということです。

○C委員

一番北の、東西に走っている小城公園本告線、この部分は、一応書いているように8m道路に全部するという目標はあると。一部廃止するというのは、一部はどこを廃止するとかな。

○事務局(土井係長)

この黄色の部分が都市計画道路としては廃止。

○C委員

都市計画道路としては廃止するけど、整備は?

○事務局(土井係長)

整備がですね、鯖岡辺りまで歩道の部分、あのあたりまでは用地交渉等が終わっているという状況になっております。

○C委員

そこまではわかっているけど、そこから先は。

○事務局(土井係長)

というのが、道路事業の方でどうしていくのかというのが今後、検討なのか。

○C委員

だから都市計画道路の路線としては廃止するけど、整備はぴっしゃっとするのか。

○事務局(土井係長)

市道としての維持管理をしていく、そこで今歩道の整備が入っているというところです。

○C委員

歩道は緑色のラインが入っているけど、要は、子どもの通学が一番多い路線がそこなので、しっかりとキープして歩道も設けてやるように努力しないといけないのではと思うけど。いっしょくたんにその部分、私はこの前から廃止するというのは、ここだけはよく検討しないといけないんじゃないかとつくづく思うけど。本告地区の子どもは全部基本的に、桜岡小学校に行ってるんだから、南も北も来てるけど、一番学校行くにしてもそこを通るんじゃないかと思うけど。都市計画の線は廃止してもいいけど、整備はしっかりして歩道をやっぱり作らんば、せっかく国道の突き当り、横断歩道、信号をつけてもらっているからですよ、子どもたちがどんどん渡って来れる状況を作ったわけだから、どうしても国道から接触点が幅員が狭い状況なので。せっかくなので、できれば、しっかりと整備を。あなた方の都市計画課から建設課にしっかりとお伝え申し上げて、改善策をやってもらうように。大きな道になればなるほど本当はありがたいところだけど。

○事務局(永田課長)

すみません、都市計画課の永田です。現在計画あるところまでは、歩道をする計画があると思うんで すが、その先は、今後ですね、私たちと話をさせていただくということでお願いしたいと思います。

○C委員

協力してやってください、事故があってからでは遅いので、お願いいします。

○後藤会長

私から確認ですけど、用地買収をして、一部歩道整備、それをどこまでするんですか。

○事務局(永田課長)

右側に縦線の道がある。

○事務局(土井係長)

ここまでですね。

○事務局(永田課長)

ここまでが広がっているんですね、そこから先がですね、その先を用地交渉して、計画がそこまでは あります。

○後藤会長

それは、都市計画道路として整備ではない、ということですね。

○事務局(永田課長)

はい。道路事業の改良事業として、整備をされています。

○後藤会長

都市計画道路としての整備は、基本的には未着手路線ということで理解すればいいと思います。 よろしいでしょうか、ほかにあれば何か。

○E委員

一ついいですか。

○後藤会長

はい。

○E委員

この線で建築制限した部分は、今回廃止する部分で建築制限にかけた部分の戸数とかわかりますか。

○事務局(永田課長)

今ちょっと手元にないので、後もっていいですか。

○E委員

はい。

○後藤会長

それでは他によろしいですか。特にないようでしたら、この案について、採決をしたいと思いますけれども、ご承認いただけますでしょうか。

○委員 (一同)

はい。

○後藤会長

はい。ありがとうございます。

それでは、続きまして、第2号議案に移りたいと思います。小城都市計画道路の変更(佐賀県決定)について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(土井係長)

はい、それでは、議案第2号、小城都市計画道路の変更(小城駅千葉公園線)について、ご説明申し上げます。まず、実際の変更箇所の図面をご覧頂きたいと思います。スクリーンの方も映していますけど、こちらがですね、この黄色に色付くところが今回都市計画の変更をする部分になっております。

まず、この路線については説明を申し上げますと、小城駅を起点としまして、小城市の中心市街地を

南北に縦断する路線でございまして、先ほどと同じように、円滑な交通処理でありますとか、良好な市 街地環境の形成に資する路線として、都市計画決定をされていらっしゃいます。整備を推進されており、 こちらの小城の本町通りの整備を県の方で行っていただいている状況でございます。

今回の変更につきましては、先ほどの第1号議案でご説明差し上げました市が決定しております都市 計画道路の変更に伴いまして、その取付けといいますか、市の決定の都市計画道路がこういう形で入っ ていた部分と重なる部分を隅切りのような形で入っていたんですけれど、市の方を変更で廃止するとい うことで、その部分が不要になるということで、黄色の部分を変更させていただくという形になってお ります。

計画策定の経緯につきましては、4ページにも載っているんですけども、県の方で行っていただいておりまして、こちらは基本的なスケジュールというのは、市の先ほどの第1号議案と同じスケジュールで動いていただいておりまして、案の作成から原案の説明会を7月に行われまして、公聴会につきましては、先ほどと同じように公述申出書の提出がなかったということで、中止ということになっております。案の作成を経て、案の公告縦覧まで終わられております。

今後につきましては、来月11月ですね、こちらは県の都市計画審議会にお諮りになられまして、12月中旬に決定の公告を行う予定となっております。簡単ですけれど、議案第2号の小城千葉公園線の変更については、説明は以上となっております。

○後藤会長

はい、ありがとうございます。それでは、本件について質問とか何かあればお願いします。

私の方から質問ですけど。第2号議案の経緯の概要書、これは先ほどの第1号議案、第2号議案とまったく同じスケジュールで、市民の方にはお知らせいただいてこのように進んでいったということですかね。

○事務局(土井係長)

はい。説明会等のスケジュールでありますとか、縦覧の期間については、市の方の分と調整させていただいきまして、市と県の方と同じスケジュール感で動いてきております。

○後藤会長

ただ、住民説明会というのは、これは日にちが違うんですね。

○事務局(土井係長)

そうですね、案件が県道の部分と市道の部分でございましたので、住民の方が混合されてはまずいのではないかということで、私たちの方で日程を若干ずらして説明会を開催しています。

○後藤会長

ちなみに、説明会へのご参加というのは。

○事務局(土井係長)

説明会の参加については、参加者はいらっしゃいませんでした。

○後藤会長

県の方は、市民の方向けの県道の説明会を開催されているということ?

○事務局(土井係長)

ここに出ている説明会の前にですね、それと別で地元の説明会というのを開かれておりますので、そ ちらの方でもご説明がございましたので、その後の説明会については参加はなかったということです。

○後藤会長

他によろしいでしょうか。

あともう1点。細かい話ですけど、この図で最終決定する際に、ここの三角形の部分は、先ほどの1 号議案で廃止していますよね。

○事務局(土井係長)

そこがですね。

○後藤会長

両方で廃止を決定させると。

○事務局(土井係長)

はい。県の都市計画課様の方と以前の都市計画決定した書類を確認していたところ、市の方の決定でもそこがついていて、県の方にもそこの隅切りというかですね、接続部分がついていて、重複している 箇所がありましたので、それぞれで廃止というか変更をかけるということで。

○後藤会長

あともう1点ですけど、西側のこの部分も廃止というのが、ここの図には表現されているという理解でいいですか。もしよければ説明を。

○事務局(永田課長)

その黄色の部分はですね、市道がタッチするということで、駅の方までですよ、絞ってくるよりもまっすぐ、滞留帯や右折帯を設けるということで広げられていると、その幅をですね。ただですね、今回 市道がなくなったり、駅から出るのがですね、まっすぐ出てこないので、右折レーンが現状いらなくなったということで、県の方も右折レーンをなくされているので、そこをなくしても問題がないだろうと いうことで設定をされている。

○後藤会長

右折レーンといいますと、上から右に曲がる右折レーンを取りやめたことに伴って。

○事務局(永田課長)

そうですね。まず市道の接続でそこに対する右折レーンや滞留帯とかも必要だったと思いますので、 それで幅が広くなっていた。それで駅までを絞るのではなくて、その幅で駅の方も右折レーンが当初あ ったかは定かでないですけど、右折レーンまで設けて計画されてたんじゃないかと思います。それで駅のロータリーがですよ、出口が、県道に出口がないので、駅から来るのがないので右折レーンが必要じゃなくなった、絞っても問題がないということで、なくしたのと同時に絞っているということになります。

先ほどの黄色い西側の方を削除した、変更したという話なんですけど、東西に走っていた市道が、今回第1号議案に関して廃止されたということもあって、そこに流出・流入するための右折レーンがなくなった、する必要がなくなったということがまず背景にありまして、そこで西側の方の交差点関係が、右折レーンからぶら下がって幅員が狭くなっているということ。それと駅の前のところについてですけれども、そこについては小城市の今の小城駅への流入とか流出とかあって、そこについては小城駅から出てくる道路がですね、ロータリーになってて一方通行になっている関係上、まっすぐ北側から降りてくる道路の車両に対する阻害というか、駅から北進してくる車が想定されないので、そこについては右折する車についても阻害がないということから。あと交通量がですね、右折する車自体も基本的には左折ばかりの道路になっているので、道路構造令等に基づいて判断してるんですけども、それについては右折レーンは必要ないということで判断しまして、黄色の分は削除したということになります。

○後藤会長

はい、ありがとうございました。

○E委員

いいですか。変更概要書の3ページにございますけれど、その中で基本は16m、あと17、17~20という、これ延長もだいぶ変わってますから、これを今の図面の中でですね、どこがどこまでが16で来て、17と17~20にどう変わるよという部分を図面の中で示していただければと思います。

○事務局(永田課長)

お手元の図面で計画図の2ですね、2の方で上から申し上げますけど、終点からになります。終点から国道までのところまでは16mになります、それから国道を挟んだ南側の道路でここの方がですね、幅員20m区間が70mあります。

○事務局(土井係長)

今画面上でお出ししております、むら雲羊羹さんとかがあるあたりです

○事務局(永田課長)

その下が、 $17\sim20$ で 40mございます。その南に行きますけど、駅の方に向かって 17m区間が 490m あります。図書館のところの交差点から南に 50m区間が、幅員 $17\sim20$ mになっています。

○E委員

合わんよ。

○事務局(永田課長)

すみません。それが、変更になって、17m区間で駅まで計画されています。ちょっと前の方の図面で。

当初が $17\sim20$ m幅員だったのが、そこから南の方は 17m区間で 260mになります。合わせまして、すみません。そしたら、再度整理してもう一度言いますけど、北の方から国道までが 16 になります。で、国道下から幅員 20mで 70mあります。その下 $17\sim20$ m区間が 40mあります。それからですね、駅前のところにいきまして、駅前までは、本町の先ほどのところから 宇高家具屋さん辺りから下が 17m、490mの 17m区間になります。

○E委員

変更減やろ。

○事務局(永田課長)

駅前がですね、 $17\sim20$ を変更しまして、17m区間ですべて、<math>17m区間に設定をしています。結局、共栄銀行さん前だけが。

○E委員

それはできとったやんね。それをできたとおりに合わせようわけやろ。計画変更しようとやろ。

○C委員

16mは駅前のところを言っているとやろ、今。

○事務局(永田課長)

16m区間というのは、上ですね。国道から上が 16m。国道から下は基本 17mですけど、共栄銀行さん前が 17~20mであるということです。

○A委員

ちょっとよかですか。上の今言ったところの説明も、国道に到達するまでは一部3本道路がある、あそこらへんが広くなっているんじゃなかとね。16mってずっと16m?

○C委員

そこは広くなっている。

○E委員

17~20 になっている。

○事務局

そこはなっています。

○A委員

この駅前は、その最初右折レーンも作ろうと思っていたけど、それをもう廃止するという。

○事務局(永田課長)

で、17になるということです。

○A委員

ただその、交通事情がですよ、今スマートインターができて、上からの直接的なものが、交通量が増えることを見越しても、まあそれでいいだろうという判断でこういう風にしたということ?

○事務局(永田課長)

要は、駅からの北上、のぼってくるのが、県道にのぼってくるのがないので、駅の方からですね。北の方から県道を通ってきた分はですよ、右折で止まるということはないので、まっすぐ流れていくということです。

○A委員

ああ、そういうことですね。

○C委員

今Aさんが言われたようにですね、北から来たものの、駅に向かってきた時に右折レーンがないということで、実はそこに右折する車が1台止まったおかげで渋滞します、基本的に昼間は。中島工務店さんの南側の道がちょうど通り抜けられますので、皆さんそこへ抜けられる。先ほどご存じのとおり駅の朝の通勤ラッシュの時間につかえて朝日町にまっすぐ通り抜けられている事情もあるので、基本は私がお願いしたいのは、駅前のところはどこから来ても右折レーンは作って欲しかったなと思います。

○事務局(永田課長)

すみません、今回都市計画道路の赤のところなので。

○C委員

赤のところに右折レーンが欲しかったとよ。駅の方に向かって。

○E委員

もと、右折レーンがあったところを、なんでなくしたねと。あったら便利やんねと。

○ C 委員

そうそう。そしたら渋滞が起こらずに済むのにと。実は狭い道、中島工務店さんの裏のほう、行武燃料さんの横に出てくるあの細い道に皆さん抜けるんですよ。どうしても駅でつかえるけん。信号で右折で一台つかえたおかげでですね。そこずらっと並ぶんですよ。いま工事しているんでわかると思うんですけど。みなさんそこは通りたくない状況です。小城駅前は。どうやってかわしていくかという。

○事務局(永田課長)

右折ごとに待つんですか。

○C委員

そうそう。北から来た道がその人が右折がなかなかできない。昼とかは右折がしやすいかなと一瞬思 うけど、あの信号が妙なところで止まると、言っちゃいかんですけどスクランブル交差点のおかげで。

○事務局(永田課長)

信号のスクランブルというのはですよ、協議をされて警察、公安さんと必要を見て付けられている。

○C委員

まあまあ、そういう事情を皆さん知ってないと、交通渋滞のもとですよ。駅前の通り、県道にしても皆さん右へ曲がる、そのために皆さん手前でつかえるから、次の踏切、甘木の踏切まで渋滞するとですよ。そいけん、気の毒だけど、北から来た時に右折はしやすくあるけど、基本なかなか曲がれないというのが、左にまがるのが、直角曲がりだから、どうしても皆さんゆっくりになる、そのおかげで信号待ちしないといけないから。ですから解消するためには右折レーンを外すのは非常にまずいかなと思いますけどね。西から来ても東から来ても全部つかえる。

○事務局(永田課長)

いま現状からすれば、今度都市計画決定して幅も広くなるので、道幅であったり、路肩があるんで、左折だったり右折だったりはしやすくなるのかなというのは考えられます。

○C委員

はい。できれば小城駅前は逆にロータリー方式で、信号なくした交差点を作ったほうがよかったかな と一瞬思ったところです。考慮してください、以上です。

○E委員

すみません。さっきCさんが言われてあったのはおそらく右折するときに一台止まれば後ろがずっと繋がるけんが、建設会社の前を通っていくよということよね。本来は右折レーンがあったほうが、交通の円滑化というのが図れるんじゃないかということだと思います。

それとも合わせてですね、もちろん信号整理もありますけれども、それともう一つ合わせて、実は小城牛津線、これが今のところ朝ど一んと詰まっているわけですよ、東から西に行く時。そいけんが、小城牛津線をタッチの部分をどう改良するのか、今回の都市計画決定の中でどうするのかというのもございますけれど、全体的な小城市の見直しというのもありますが、今回あれで決定しておいて、じゃあ小城牛津の小城駅から踏切まで、JAのところの踏切までの分をどういう改良の仕方をやっていくのかで、交通の円滑化を図れるのかなと思います。それをしないと、信号ができたおかげでかえって混むようになってしまったというのが実態ですから、それも考えていただけないかなと思います。

○事務局(永田課長)

私たちも土木事務所の説明会等に参加させてもらって、地元のですね。その時に、今回の小城牛津線の東西の方も東から来た分については右折レーンを設けるということはお聞きしていますので、その分で解消できるのではないかと思います。

○C委員

西側は?

○事務局(永田課長)

西側は市道なので、市道で一応計画はあります。

○C委員

ありますね、ないと学生を送って来てるから。

○事務局(永田課長)

右折へは駅の方に入る右折という。

○C委員

朝の6時前からだ一だ一だ一と飛ばして来ているから。

○事務局(永田課長)

計画はあります。

○C委員

早く作りんしゃい。

○後藤会長

はい、色々ご質問が来ていますけれど、一応お答えいただいたということでよいでしょうか。個人的には信号付けると当然時間はかかるわけで、現状、今右折レーンないわけですよね。そのこと自体は現状から変わらないということで。信号を付けるというのは歩行者のため、安全のためには大事なことですけど。そういった流れの中であったのかなと思います。あとは東西の道路については、十分慎重に検討していただければと思います。

それでは、第2号議案について、採決したいと思いますけれど、ご承認いただけますでしょうか。

○委員 (一同)

はい。

○後藤会長

はい。ありがとうございます。それでは以上で2つの議案について承認をいただきましたので、答申書を作成し、市長へ提出をいたします。それでは、議題についてはこれで以上になります。事務局へ進行をお返しいたします。

○事務局(石井副課長)

後藤会長ありがとうございました。以上で審議会にお諮りする議案についての審議を終わらせていた だきます。それではここで5分程度休憩時間をいただきまして、この後ですね、小城市の方で現在作成 中の小城市道路網整備計画案についてのご報告をさせていただきます。 なお、本日ご出席いただいております委員のうち、3号委員のF委員におかれましては、別の公務が入っていらっしゃるためにここで退席されます。どうもありがとうございました。前の時計で55分から再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

<休憩>

<その他>

○事務局(石井副課長)

委員の皆さん、多くのご意見ありがとうございました。今回皆様からのご意見等も参考にしながら、現在の計画の中間報告といたしました案件の策定作業を進めてまいりたいと思います。また今回資料等はお配りしておりませんけれど、今年度から2か年の計画で小城市都市計画マスタープランの見直しを行っているところでございます。こちらにつきましては、現在市民の方を対象としたアンケート調査を行い、集計の方を進めているところでございます。都市計画マスタープランにつきましては、今後策定委員会等によって見直し案を作成し、あと今回の都市計画審議会にお諮りする予定となっておりますので、よろしくお願いします。

それではすみません、時間の方押したところでございますけれども、本日は長時間にわたり皆様ありがとうございました。

これをもちまして、第 15 回「小城市都市計画審議会を終わらせていただきます。大変皆様お疲れ様でございました。

<閉会>